〇 主文

原判決中、控訴人(附帯被控訴人)敗訴の部分を取消す。被控訴人(附帯控訴人) の請求及び附帯控訴をいずれも棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人(附帯控訴人)の負担とする。

控訴人(附帯被控訴人、以下単に控訴人という)代理人は、主文と同旨の判決を求 め、被控訴人(附帯控訴人、以下単に被控訴人という)代理人は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする」との判決、及び附帯控訴として「原判決 を次のとおり変更する。控訴人が昭和三八年四月三〇日付でした被控訴人の昭和三 六年八月一日から昭和三七年七月三一日までの年度分の所得金額を金四三一四万九 七八〇円とする更正処分の内、金一七五一万八三五五円を超える部分を取消す。附 帯控訴費用は控訴人の負担とする」との判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の提出・援用・認否は、左記の点を附加するほか、原判 決事実摘示のとおり(ただし、原判決一〇枚目表九行目の「甲第五、六号証」の次 に「第一〇号証」を加え、その末行に「第一一号証」とあるのを「第一六号証、第一七号証の二、三」と訂正し、同一〇枚目裏七行目から八行目にかけて「〇〇」とあるのを削除する)であるから、ここにこれを引用する。

(控訴人の主張)

元来、更正処分の理由附記は、申告に係る課税標準と調査に係る課税標準とが異な る場合において、その異なる理由を記載すべきものであるところ、本件更正処分における附記理由は、「Aに支払つた金一六〇〇万九六〇〇円は、<地名略>土地買入原価に算入するを不相当と認め、否認し、同人に対する仮払とする」というのであるから、それは、課税標準を構成する本件第一物件の譲渡差益に関してなされてあるから、それは、課税標準を構成する本件第一物件の譲渡差益に関してなされて いるのであり、仮払金の原価不算入なる右附記理由は、右譲渡差益についての主要 事実を記載したものである。そして、右物件の売却代金が金九四五〇万円である旨の控訴人の追加主張もまた、右物件の譲渡差益に関するものである。そうすると、 右附記理由と控訴人の追加主張とは、ともに本件第一物件の譲渡差益に関するもの であるから、同一性を有するというべく、控訴人の追加主張は許されなければなら ない。

(被控訴人の主張) 控訴人の右主張は争う。

〇 理由

- 当事者間に争のない事実、金一六〇〇万九六〇三円が被控訴人において第 一物件を取得するに要した費用であつて、損金に算入し得るものであること、第二物件が棚卸資産であり、金九六二万一八二五円は被控訴人において損金に算入し得ないものであること、及び被控訴人が第一物件を代金九四五〇万円で売却したこと については、当裁判所の認定判断も、左記の附加・訂正をするほか、原判決理由一 及び二(原判決一一枚目表一行目から同一六枚目裏四行目まで説示のとおりである から、ここにこれを引用する。
- 原判決一一枚目裏四行目に「覆えす」とあるのを「覆す」と、同一二枚目 裏六行目目と同一三枚目表一行目とに「暴力団関係」とあるのをそれぞれ「暴力団関係者」と、同一二枚目裏一一行目に「ゆう」とあるのを「いう」と、同一三枚目 裏二行目に「代金額、売主」とあるのを「代金額や売主」と、その末行に「行なわ
- れ」とあるのを「行われ」と各訂正する。 (2) 原判決一四枚目裏一一行目の「主張しているが、」の次に「被控訴人が第 -物件を昭和三七年七月一八日にBらに対し代金七〇〇〇万円で売却したとして本 件確定申告をしたことは、当事者間に争がなく、」を、同一五枚目表四行目から五 行目にかけて「認められる」とある次に「(この認定に反する原審証人Cの証言、 及び原審における被控訴会社代表者本人尋問の結果((第二回))は、いずれもた やすく措信し難い)」を各附加する。
- (3) 原判決一五枚目表末行に「係らず」とあるのを「拘らず」と、同一六枚目表四行目から五行目にかけて「右各証拠れば」とあるのを「成立に争のない甲第八 号証、乙第四ないし第八号証に、原審証人D、同Eの各証言、及び原審における検 証の結果を総合すれば」と、その八行目に「接衝」とあるのを「折衝」と各訂正す る。
- そうすると、被控訴人の昭和三六年八月一日から昭和三七年七月三一日ま での事業年度の所得金額は、被控訴人の申告額の金一七五一万八三五五円に 金九六二万一八二五円と右第一物件売却代金中の申告遺脱分の金二四五〇万円とを

加えた金五一六四万一八〇円になるところ、控訴人においては、「控訴人が本件更正処分をするに当り否認した前記金一六〇〇万九〇〇〇円の否認が認められなくとも、右申告遺脱分の金二四五〇万円を加算すれば、被控訴人の右事業年度の所得金額は金五一六四万一八〇円であつて、本件更正処分において認定した被控訴人の所有金額である金四三一四万九七八〇円を超過するから、結局、本件更正処分は適法である」旨の追加主張をする。これに対し、被控訴人においては、原判決事実の被控訴人欄の第五(原判決七枚目表一二行目から同一〇枚目表七行目まで)摘示のとおり、控訴人の右追加主張は許されない旨を縷々主張する。そこで、その点について順次考えてみよう。

そこで、すすんで、右追加主張の当否について考えてみよう。元来、更正 (2) 処分取消訴訟は、租税債務不存在確認訴訟の性質を有するのであり、青色申告書に よつて確定申告された法人税に関する更正処分取消訴訟においても、その事実上の 争点は、当該法人の当該事業年度の所得金額の存否であつて、更正処分に附記され た更正理由の存否ではないから、当該附記理由による所得金額の存在は認められな いけれども、その附記理由以外の理由によつて、当該法人につき当該事業年度の新たな所得の存在が認められ、結局、更正処分において認定した所得金額よりも多額 の所得金額が認定される場合においては、当該更正処分は違法でないということに 帰着するわけである。この点につき、前記更正処分の附記理由との対比において附 言するに、右の更正処分において理由の附記が求められる所以は、当該更正処分を なす者の判断を慎重ならしめて、その合理性を担保し、処分者の恣意の抑制を図るとともに、処分の相手方に対し、処分の理由を知らせて、不服申立の便宜を与えるためであると解せられる。従つて、右の理由附記は、右の趣旨・目的を達し得る程度に記載されることが必要であつて、その趣旨・目的を達し得ない程度の理由附記 右理由附記に関する是非の論議の立場を離れ、別の見地からして、独自に判断すべ き問題である。ところで、この場合に争点となるのは、当該納税義務者が当該事業 年度において果して当該更正処分において認定された所得金額を獲得したか否かと いうことであること、前記のとおりであるから、当該更正処分取消訴訟における審 理の結果、更正処分に附記された理由による所得金額の存在は認められないけれど も、それ以外の理由による新たな所得金額の存在が認められ、結局、当該納税義務 者の当該事業年度の所得金額が、更正処分において認定された所得金額以上であると認定される場合においては、当該更正処分は、その認定した所得金額に誤りがな いということになり、違法ではないということになるわけである。この場合、右附 記理由以外の理由による新たな所得金額の存在が判明し、更正処分において認定し た所得金額以上の所得金額の存在が認められる場合においても、附記理由による所 得金額の存在が認められない限り、当該更正処分は違法であり、取消されるべきで あるという見解は、格別の法令上の根拠がないにも拘らず、前記の趣旨・目的を有

(三) 以上によれば、被控訴人の昭和三六年八月一日から昭和三七年七月三一日までの事業年度の所得金額は、金五一六四万一八〇円であつて、本件更正処分において認定した所得金額の金四三一四万九七八〇円を超えるから、その余の点について判断するまでもなく、本件更正処分は違法な処分ではないというべく、これが更正処分の取消を求める被控訴人の本訴請求は、失当といわなければならない。よつて、これと趣旨を異にし、被控訴人の請求の一部を認容した原判決は不当であるから、民事訴訟法第三八六条により、原判決中、控訴人敗訴の部分を取消した上、被控訴人の請求及び附帯控訴をそれぞれ棄却することとし、訴訟費用の負担につき、同法第九六条・第八九条を適用した上、主文のとおり判決する。

(裁判官 本井 巽 坂上 弘 諸富吉嗣)